

官報号外

昭和三十年十二月十四日

○第二十三回 衆議院会議録第九号

昭和三十年十二月十四日(水曜日)

議事日程 第九号

昭和三十年十二月十四日

午後一時開議

第一 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 原子力委員会設置法案(内閣提出)

第三 原子力基本法案(中曾根康弘君外四百二十一名提出)

第四 原子力基本法案(岸信介君外六十八名提出)

第五 原子力基本法案(内閣提出)

第六 原子力基本法案(内閣提出)

第七 原子力基本法案(内閣提出)

第八 原子力基本法案(内閣提出)

第九 原子力基本法案(内閣提出)

第十 原子力基本法案(内閣提出)

第十一 原子力基本法案(内閣提出)

第十二 原子力基本法案(内閣提出)

第十三 原子力基本法案(内閣提出)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) お詫びいたしま

す。内閣から、文化財保護委員会委員

に川北祺一君及び細川護立君を任命す

るため、文化財保護法第九条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申

し出がありました。右申し出の通り同

意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって同意を与えるに決しました。

程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。提出者の趣旨弁明を許します。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。周東英雄君。

いま上程されました日韓問題に関する決議案の趣旨弁明を行わんとするもの

決議案を朗読いたします。

日韓問題に関する決議案であります。

政府は、日韓関係の現況にかんがめ、この際新たなる決意をもつて、韓國政府の深甚なる理解と反省を促し、あらゆる方途を講じて、速かにこれを根本的解決を図るべきである。

特に当面する漁業問題については、公海自由の原則に基き、公海における漁船の安全操業を確保する措置を講ずべきである。

韓国政府の深甚なる理解と反省を促し、あらゆる方途を講じて、速かにこれが根本的解決を図るべきである。

如として、國際慣例を無視し、韓国の海岸を遠く離れた公海にいわゆる李承晚ラインなるものを設定いたし、同海域における日本漁船の操業を禁止し、漁船の拿捕、乗組員の抑留を始めたのであります。今日まで拿捕された漁船及び乗組員の総数は約二百九隻、二千七百二十三人に及んでおるのあります。十二月一日現在におきまして、なお抑留されたままだ歸還せないものが、右のうち漁船百九隻、乗組員六百五十一人の多数に上つておるのであります。御承知のことく、李承晚ライン内の海域で漁業をいたしておられますすが國漁船の数は大よそ一千五百隻、これに従事する漁業者は約四万人であります。その家族を合すれば大よそ二十万人に及ぶ漁業者が、この海域で漁業を営み、その生計を立ておるのであります。さらに、これら漁業者を相手に取引し生計を立てておるもの数を加えますれば、約四十万人にも上る大衆の生活がこの李承晚ラインの問題につながつておるのであります。もし日韓関係が現状のまま推移いたしますならば、わが國漁業者は、ついに働く場所を失い、生活はいよいよ窮迫の極に追い込まれるのみならず、年間の水揚高約二十三万トン、百三十

億円に上る莫大なる国の利益を失うことはととなるのであります。われわれの断じて容認することができないことがあります。(拍手)同時に、かくのこととき状態は、日韓両国の民族感情をますます悪化いたしまして、将来極東平和のためにも取り返しつかぬ禍根を残すおそれがあるのであります。

政府においても、前内閣以来、真に隠忍自重、この不合理なる李承晚ラインの撤廃と、その他日韓問題解決のために懸命の努力をなされたことは認めますけれども、不幸にしていま何ら解決の曙光さえも見出さずに至つておらないことは、まことに遺憾千万といわなければならぬのであります。

かかるに、韓国は、最近重ねて暴虐なる漁船撃沈の声明を出したのであります。西日本漁業者を初め、国民の憤りがその極に達したことは当然のことです。しかし、彼ら漁業者は、國の方針に従つて平和裏におとなしく漁業に従事しているにかかわらず、拿捕され、抑留され、ついには撃沈されねばならないのであります。これに對して保護の道されないのかといふのが、漁業者と國民一般の声であります。

事ここに至つて、日韓關係を、このことは許されないのであります。政府は、すみやかに抑留漁船及び乗組員の帰還と留守遣家族に対する措置を講ずることとも、この際、決意を新たにして、日韓問題解決に対する基本的態度を決定し、一面大いに國際世論を喚起するとともに、韓国に対しても深甚なる理解と反省を求めて、急速に日韓会談を開いて、これが解決を積極的に推進せられたいのであります。同時に懸命の努力をなされたことは認めますけれども、不幸にしていま何ら解決の曙光さえも見出さずに至つておらないことは、まことに遺憾千万といわなければならぬのであります。

以上、本決議案提出の趣旨を述べたのでありますが、何とぞ満場一致御賛成あらんことをお願ひいたす次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。田口長治郎君。

【田口長治郎君登壇】

○田口長治郎君 私は、ただいま議題となりました日韓問題に關する決議案に対し、自由民主党を代表いたしまして賛成の意を表せんとするものであります。(拍手)

わが國と韓国とは、地理的にきわめて接近をしております。長崎県の北端である対馬に参りますと、晴天の日に歸還と留守遣家族に対する措置を講ずる事に事が始まつておるのであります。日本政府は、直ちに、この不當な措置に抗議をし、反省を求め、その結果に事があつたのであります。韓国政府は、ごくもその態度を改めようとせず、多くの漁船の拿捕、抑留を繰り返しまして、ついに、本年十一月十七日に至りまして、韓国の砲撃声明により撤回を叫んだのであります。韓国政府は、こうもその態度を改めようとせず、多くの漁船の拿捕、抑留を繰り返しまして、ついに、本年十一月十七日に至りまして、韓国の砲撃声明により撤回を叫んだのであります。韓国政府は、直ちに、この不當な措置に抗議をし、反省を求め、その結果に事があつたのであります。日本政府は、こうもその態度を改めようとせず、多くの漁船の拿捕、抑留を繰り返しまして、最も悪の事態さえ憂慮せられるに至りましたことは、両国のために、まことに遺憾とする次第でござります。

私がここに立つておる間におきまして、わが漁業者は、あの朝鮮海域の荒波の上で、韓国艦艇に追撃をされ、機関銃で掃射を受け、われ怪船との距離五十メートルという最後の無電を發しまして、そのままついに音信を断つて帰らないような状態を繰り返しておられるような次第であります。

そもそも、日韓漁業紛争の問題は、昭和二十七年一月十九日、突如として李承晚大統領が海洋主権宣言なるものを発しまして、朝鮮半島周辺の公海を、日本の領土竹島まで含む広大なる海域に一線を画しまして、國家の主権

留された船員が二千七百一十三名に達しておるのであります。いまだ帰らない船員が六百五十一名、未帰還漁船が百九隻を算しておるのであります。

この状態からいたしまして、国民の一部には、火事の中に進んで飛び込んでいかなくともいいじやないか、漁業者のやることがどうもわからない、かような議論をする人もあります。しかし、漁業を実際に知らない人でございまさから、はなはだもともな議論のように聞えるのでありますけれども、日本といったましては、いかなることがありましても、その漁場を放棄することはできないのであります。

その理由の第一としまして、この漁場は、西日本一体の各府県から二千五百そくも出て仕事をしております。この乗組員の数は四万人を数えるのでございまして、この点から、家族とともに約二十万人のものがこの漁場で生活をしておるのでございます。さらに、この漁場に関連をしておりますところのいわゆる製氷事業であるとか、あるいは冷凍事業であるとか、加工業であるとか、製カニ業であるとか、漁網工場などとか、かよらなものを考えてみると、この漁場を放棄した場合におき

ましては壊滅的の打撃をこうむりまして、さらに、これら漁船の根拠地である西日本各地の現地経済にも強く響いて、このございまして、その依存度の高い都市では極度の逼迫を招来いたしますことは、あの二十八年の大量拿捕のときにおきまして、下関その他の西日本の都市がほとんど火が消えたような状態になりまして、經濟は麻痺してしまった。この事実によりまして、はつきりとわれわれは知ることができます。思うのであります。従つて、私は、多数国民の生活の根源であり、また漁場はどうしても放棄のできない漁場を考えるのであります。

漁船は活躍しておるのでございま十分な場で確保されておるのでござります。さなきだに蛋白、脂肪の摂取の少い日本人にこの漁場を放棄せよということは、日本国民全体を栄養不良に陥らしめることでございまして、これは、そろばんの問題でなしに、ほんとうに人道上の問題であると私は考える次第でございます。ことに、西日本の主要都市は、季節によりまして多少違いますけれども、大よそ五〇%の魚をこの漁場に求めておるのでございます。かかる観点からいたしまして、私は、国民食糧、この点から、この漁場を放棄してはいけない、かように考えておるものでござります。（拍手）

第三に、私は、正義を貫くためにも、この漁場はどうしても守らなければならぬと考えるものであります。すなわち、われわれは、国際法上の原則とその慣例による公海自由の原則は、いかなることがありましても厳格に対しては強くなければならないと思ふ次第であります。両国間の漁業紛争の問題は、特に韓国の一方的横車にすぎな

いことは、世界各国の良識の認むるところでありまして、正義を貫くためにも、かかることは断じて許されないとござります。万一、日本が韓国の、の圧迫に屈し、一時的に漁場を放棄することがありますれば、韓国は、既定事実といたしまして、これを自分の海にし、このことは、ひいて、中共も、豪州も、フィリピンも、その他の国も、その例にならいまして、海上に生きなければならぬ日本は世界の各海域から締め出しを食う結果を招来すると考えるのでござります。私は、以上の理由によりまして、この漁場は、いかなる事態が起りましても、日本としてけ放棄のできないものであり、また放棄するものでないということを、国会を通じて国内及び国外にはつきりとしておく次第でございます。(拍手)

さらに、一そろ重要なことは、抑留船員の六百五十一名の待遇の問題であります。これらの抑留船員は、昨年七月以降拿捕抑留されたものであります。それ以前の抑留者は、最高峰で、月程度で、特赦によつてほとんど帰つております。その後の部分だけが、一年半にもなりますけれども、まだいつ帰れるか全く見当がつかない不安な状態に置かれておるのであります。

かも、このうちには、未成年者及び犯人を終えて釈放されておる者が二百六十人もあるのであります。この罪のない者がいつまでも抑留せられるに至りましては、このことは全く言語道斷でございまして、天人ともに許すことのできないことと考えるのであります。(拍手)

しかも、今日まで帰還した者の話を聞きますと、日本人収容所は、バラック建、無電灯、板の間八畳に二十人ないし二十一人を収容しておる。主食は、丸麦に大豆、それに形ばかりの米、副食物は塩汁に梅ぼし一個、かとうな実情でございまして、収容される者は極度の栄養失調に陥つておるのでござります。病人が出来ましても医療の手續は講ぜられず、お前ちは死んで仕方がないのだと放言されながらでも仕方がないのだと放言されたりするような状態でございまして、厳寒に向うこの冬を考えますときに、まことに暗たんなるものがある次第でござります。この冬生命の保持ができない考が出るようになりますれば、われわれは国民に対しても相済まぬと思うのです。

これに反しまして、韓國密入国者を収容しておりますところのわが大村収容所はいかがでございましょうか。建

として、アメリカ政府の責任においてでも解決さるべき問題であると私は考へるのであります。従つて、アメリカ政府の今までの態度は当然批判に値するものであると思う。このことは、ひとり私だけでなく、日本国民すべての共感を得るところであると私は確信をもつてゐる。

みますと、自主性がないだけではない事務的折衝以外に一步も出ていないあります。国民がどれほど訴えも、いかなる事態が起つても、出先閣との折衝以外には出ておりませんなぜ李承晚と直接話をするといふことをしないのか。閣僚の中から一人ぐいはそんな熟意のある人がありそぞく

す。政府の決意を促して、私の賛成の
討論を終る次第でござります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) これにて討論は
終局いたしました。
採決いたします。本案を可決するに
御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

なお、韓国に不法抑留されておる日本人漁業者の救出については、重大な人道上の問題として、他の問題に先だって、ただいまの御決議の趣旨をも体し、至急解決方努力する決意であることを申し述べます。(拍手)

第三条中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

なぜかならば、私がただいま申し上げたことだけではない。今次国会において鳩山首相も言われた通り、日本政府は日米安全保障条約並びに日米行政協定なるものの義務の履行にまことに忠実である。全国七百数十カ所の軍事基地、演習場の設営を認め、これに協力をし、数十万の農漁民の生活の根源を失わしめ、最近、砂川基地拡大に当つては、國民を守るべきはずの警察隊を出動せしめ、ついに日本人同士が血を流すの惨事を引き起しておる。これが日米安全保障条約並びに日米行政協定の義務履行に忠実たるための、現実に現われた日本のむぎさんなる姿ではないでしょうか。日本が真に独立しているなれば、アメリカに一片の道義心があるなれば、すでに本問題は解決を見ていいなければならないはずである。過去三年有余、吉田内閣より鳩山第三次内閣に至る間、本問題処理の態度を見て

ものだと私は思う。
皆さん、本日国会をあげて決議しようとするこの重大な問題に対して、閣僚の出席はりよりよたるでございましょう。政府の熱意のいんが疑われる。武力行使では絶対に決はつきません。それは混亂を助長するにしかすぎないのであります。アリカもまた頼むに足らずとするなば、直接交渉以外に一体何が残されるか。国会があえて本問題に対し決議をなさんとすることは、政府のための国民への言いわけではないままん。おそれなりのものでないことは、僚の諸君は知つていただきたいと思う。今度こそは、腰を据えて、政府本問題と取つ組んでほしい。国会もは、もちろん、平和解決のための協力を惜しみなくするつもりでござる。日本社会を惜しみなくするつもりでござる。

めます。よつて本案は可決いたしました。
この際外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣重光葵君。

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) わが国と韓国との間の諸懸案を解決して、もつて両国永遠の和親關係を樹立することは、政府の熱望するところでありまして、極力これに努力いたしてきたのであります。いまだにその実現を見ないことは、まことに遺憾とするところでござります。最近、いわゆる李ライ恩問題をめぐって事態悪化の感がありますが、わが方としては、あくまでも話し合いでよりましてこの問題の解決をはかる決意でござります。このためには、日韓双方に緊密な利害關係を有する米国政府の協力を也要請しておる次第でございます。

○議長（益谷秀次君） 日程第一、総理府設置法案、日程第二、原子力委員会設置法案を改正する法律案（内閣提出）根康弘君外四百一十一名提出

日程第三 原子力基本法案（中曾根康弘君外四百一十一名提出）

日程第一 原子力委員会設置法案（内閣提出）

第六条第一項第十三号中「総合調整局」の下に「(原子力局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第十六号中「統計局」の下に「及び原子力局」を加える。

第九条を次のように改める。

(原子力局の事務)

第九条 原子力局においては、左の事務をつかさどる。

一 原子力利用に関する政策の企画、立案及び推進に関するもの。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関する事務に關すること。

三 核燃料物質及び原子炉に關する規制に關すること。

四 放射性同位元素の利用の推進に關すること。

五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。	六 財團法人原子力研究所に関すること。	七 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。	八 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものと除く。）に関すること。
九 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。	十 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。	十一 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。	十二 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。
原子力委員会設置法（目的及び設置）	第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。（所掌事務）	第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。	第三条 内閣総理大臣は、前条の規定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。（勧告）
原子力委員会設置法（昭和三十一年法律第二百六十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。	一 原子力利用に関する政策に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。	第四条 委員会は、原子力利用に関する重要事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。（資料提出の要求等）	第五条 委員会は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
海外移住審議会（内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。）	二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関する事項。	第六条 委員会は、内閣総理大臣が任命する。	第七条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。（委員長）
海外移住審議会（内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。）	三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関する事項。	第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。	八 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。
原子力委員会（内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。）	四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事項。	二 委員長は、会務を総理し、委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。（委員の任命）	九 その他原子力利用に関する重要事項に関すること。
第一十五条第一項の表中 海外移住審議会	五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関する事項。	三 委員長は、あらかじめ常勤の委員長は、会務を総理し、委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。（委員の任命）	十 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。
附 则	六 原子力利用に関する試験研究の助成に関する事項。	四 委員長は、國務大臣をもつて充てる。（委員長）	十一 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。
1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。	七 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。	五 委員長は、國務大臣をもつて充てる。（委員長）	十二 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。
2 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。	第八条 委員は、内閣総理大臣が任命する。	六 原子力利用に関する試験研究の助成に関する事項。	十三 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。
3 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。	二 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるわらず、委員を任命することができる。	七 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものと除く。）に関する事項。	十四 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。
〔報告書は会議録追録に掲載〕	三 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。	八 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関する事項。	十五 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。
七 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものと除く。）に関する事項。	四 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。	九 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関する事項。	十六 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する重要事項を審議すること。

第二章 原子力委員会

第四章 原子力に関する鉱物

(設置)

第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会を置く。

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

(組織、運営及び権限)

第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

第三章 原子力の開発機関

(原子力研究所及び原子燃料公社)

第七条 政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わしめるため原子力研究所を、核原料物質及び核燃料物質の採掘、採鉱、精練、管理等を行わしめるため原子燃料公社を置く。2 原子力研究所及び原子燃料公社に関する規定は、別に法律で定める。

第五章 核燃料物質の管理

(核燃料物質に関する規制)

第八条 核燃料物質に関する鉱業権又は租鉱権に関しては、別に法律をもつて、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の特例を定めるものとする。

(買取命令及び譲渡命令)

第九条 政府は、別に法律で定めるところにより、その指定する者に對し、核燃料物質を買い取るべきことを命じ、又は核燃料物質の生産者又は所有者若しくは管理者に対し、政府の指定する者に核燃料物質を譲渡すべきことを命ずることができる。

(核燃料物質の譲渡命令)

第十一条 政府は、前条に規定する規制を行ふ場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に對し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることができる。

第六章 原子炉の管理

(原子炉の建設等の規制)

第十四条 原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならぬ。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。

(獎励金等)

第十五条 原子炉を譲渡し、又は譲り受けようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

第六条 前二条に規定する規制に従つて原子炉を建設し、改造し、移動し、又は譲り受けた者は、別に法律で定めるところにより、操作開始前に運転計画を定めて、政府の認可を受けなければならない。

(放射線による障害の防止措置)

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関する規定は、別に法律で定める。

第八章 放射線による障害の防止

第七章 特許発明等に対する措置

(特許法による措置)

(補償)

第十七条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明につき、公益上必要があると認めるとときは、特許法（大正十年法律第九十六号）第十五条及び第四十条の規定により措置するものとする。

第九章 補償

(補償)

第二十一条 政府又は政府の指定する者は、この法律及びこの法律を施行する法律に基き、核燃料物質の開発のためその権限を行ふ場合において、土地に関する権利、鉱業権又は租鉱権その他の権利に關し、権利者及び關係人に損失を与えた場合においては、それぞれ法律で定めるところにより、正当な補償を行わなければならない。

附 則

この法律、昭和三十一年一月一日から施行する。

(獎励金等)

第十九条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に關し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

○有田喜一君 ただいま議題となりました原子力基本法案、原子力委員会設

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

置法案及び総理府設置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、以上三案の目的並びに要旨について申し上げます。わが国民は、人類史上最初の原子爆弾の犠牲をこうむつたものでありますがあゆえに、原子力という言葉から恐怖と疑惑を感じておられます。また、今後の世界は原子力の時代であり、人類の英知が生み出したこの原子力をいかに平和的に利用し、産業、文化の発展と人類の福祉に貢献するかということが大きな課題であります。特に、わが国のことくエネルギー資源の乏しい国にとっては、原子力の平和利用を必要とすることがきわめて緊切なるものがあるにもかかわらず、わが国は、原子力の研究において遺憾ながら各国に立ちあぐれておる所であります。この現状にかんがみ、原子力をいかに平和的に開発、利用するかの方式を国民の安心する形で示すとともに、わが国に存する有能なる学者の心からなる協力を得られるような体制を作ることがきわめて必要なのであります。ここにおいて、自由民主党及び日本社会党は、超党派的共同提案として原子力基本法案を提出し、もつて

原子力基本法案は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とをはかり、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とし、また、学術會議の三原則を尊重して、原子力の研究、開発及び利用は平和的目的に限り、民主的運営のもとに自主的にこれを行ふものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとしておるのであります。

しこうして、原子力行政の民主的運営としては原子力研究所及び原子燃料公社の設置を規定するのほか、原子力に關する鉱物の開発取得、核燃料物質の管理、原子炉の管理、特許明発等に関する措置、放射線による障害の防止等、基本的事項を規定いたしておるの

原子力委員会設置法案は、原子力に関する行政を所掌する強力な民主的合議制機関として原子力委員会を総理府に設置せんとするものであり、その所掌事務、組織等を規定しておるのであります。委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長は國務大臣をもつて充てることにいたしておるのであります。また、委員は、両院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、その任期は三年といたします。

また、総理府設置法の一部を改正する法律案は、原子力委員会の決定を尊重して原子力利用に関する行政を総合的に推進する担当部局として、総理府に原子力局を置くことを規定しておるものであります。

原子力委員会設置法案及び総理府設置法の一部を改正する法律案は、十二月十日本委員会に付託され、直ちに政府より提案理由の説明を聴取して質疑に入り、十二日内閣委員会と連合審査会を開会いたした後、さらに質疑を続行し、また原子力基本法案は、昨十三日本委員会に付託され、提出者中曾根康弘君より提案理由の説明を聴取して質疑に入りました。委員会においては、日本における原子力行政の構想い

れないか、明年度における原子力関係予算はいかん、原子力の平和利用が軍事的目的に利用される懸念はないかなどに關して勢意活発なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録に譲ることにいたします。

かくて、三案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して前田正男君より、この原子力基本法が超党派的立場より共同提案として国会に提出できることはまことに喜ばしい限りであり、この基本法により、原子力を平和的利用に限ること、及び民主、自主、公開の三基本方針を確立することは、今後の開発發展のために、また研究のためにも非常に得るところが大きいと同時に、国民の理解と協力を得るためにも大いに寄与するところがあると考えられ、また原子力委員会及び原子力局が設置されたことは、研究開發の一歩前進になる点において大いに賛成である、しこうして、原子力局は暫定機関であるから、一日も早く科学技術行政が一本となつて力強く出発できることを希望して賛成する旨の意見を述べられました。次いで、日本社会党を代表して岡良一君より、原子力の平和的利用ということについては、執

のであります。採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

以上、本特別委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があ
ります。順次これを許します。西村直
己君。

○西村直己君　ただいま上程されまし
た原子力基本法案外二法案に關しま
て、私は、自由民主党を代表して賛成
の討論を申し上げ、各位の御賛同を得
たいと存じます。

報 (号外)

官

動力に置きかえんとする雄大な動力源確保の計画も進めておると聞いておりまます。さらに、これらの国々におきまして、単に動力用の原子炉利用ばかり

でなく、アイソトープを利用いたしま
す各般の研究が行われております。医
学、医療はもちろんであります。ま
た農業、工業の分野におきましても、
革命的な用途が研究され、あるいは利
用されつつあるのであります。今や
各国におきますこの種原子力の利用
活用は、新しい動力源の発見利用から
発足いたしまして、第二の産業革命時
代へ發展していくのではないかと推測
されるのでござります。

先進各国におきまして、かく日がま
しく進歩發展しつつあります理由
は、一に原子力利用の基本国策が確
立されておる点にあります。さらに、
同時に、広く国民に対しましても、こ
れが啓蒙、啓発に異常な努力を払って
おる点にあります。特に、各国共通
の特色は、この原子力を全國民的規模
において超党派的な性格のものにいた
し、政争の圈外に置きます。とともに
に、計画的かつ持続的に研究、利用を
進めておる点であります。すなわち、
原子力国策を決定する機関は、各国と
も原子力委員会なる超党派的管理機構
を置き、これが国策の策定、調整、推
進をはかつております。さらに、これ
が裏づけとして、巨額の国費を投入し
ております。たとえば、年間、フラン
ス約二百億円、イギリス五百億円等々
であります。

翻つて、わが国におきましては、原
子力の問題は、殘念ながら、いわゆる
世紀の悲惨事であります広島、長崎、
ひいては、近くビキニ水爆被災事件と
いう悲劇から出発させられておるので
あります。従つて、国民のうちにには、い
たずらに原子力に対する警戒が生まれ
ております。同時に、原子力の平和的利用や、
これに関連いたしまする諸外国からの
援助申し入れ等に対しまして、誤解、
疑惑が生ずるのも当然な点と考えてお
ります。しかしながら、すでに申し上
げました通り、近代国家におきまする
原子力の平和的利用の予想外なる發展
を見ると、私ども日本国民が、この
際、災いを化して福となすという積極
進取の精神のもと、広く科学技術陣を
動員し、強力なる世論を起し、党派を
越えて原子力平和利用のための確固た
る基本国策を樹立し、これが研究、活
用に立ち上ることは、國家、民族の將
來のため焦眉の必要であるうと痛感す
るこの趣旨に基きまして、今般、自由
民主党、社会党共同提案のもとに本
基本法が提案されておりますことと
は、まさに時に時宜を得たものと思いま

す。特に、おくれまつたるわが国原子力国策の重点といたしましては、第一に、原子力に関する基本国策を確立して、内外に向ってこれが平和利用に関する國の大方針を明らかにすることが必要と思います。第一番目に、全国民協力のもとにこの国策を推進して、この挙国的課題は政争の闇外に置いて、すみやかに先進諸国に追いつく態勢を整える必要があると思います。第三番目に、日本の自主性をあくまでも確保して、日本の国情に適した個性のある研究が必要と思います。第四番目に、この政策は長期的かつ持続性のある計画で、たゆみなく努力が続けられなければならぬと考えます。第五番目に、有能なる学者、技術者の起用、養成、特に若き世代の学者、技術者に十分能力を發揮せしめる必要があらうと考えられます。第六番目に、豊かな国際性を盛り上げまして、この政策を推進しながら、いかなる国とも平和利用促進の協力態勢を整え、世界平和と世界の文明の発展に貢献するということが必要と感ぜられます。これら諸点は特に強調さるべきものと存する次第であります。特に、広島、長崎等の悲劇を持ちますわが国といたしましては、平和利用につきましては国際的にも有力な

る発言を行ひ得るよう、その国際的地位を確保することがきわめて必要なものであります。(拍手)日本は、この点に外に向つて国民世論の分裂を示さぬことが絶対必要だと考えるのであります。(拍手)今回、自由民主党、社会党の共同提案は、この国民の期待するところを如実に実現したものであります。その内容におきましても、わが国原子力政策の全般的見通しを国民に与えながら、不安と疑惑を除き、強力にわが国原子力開発を促進せんとする内容を述べておりますのであります。心から同感を申し上げる次第であります。

最後に、私は、広島、長崎等におきまする原爆犠牲者の人たちに対しましては深甚なる哀悼の意を表しますとともに、本基本法等が成立いたしまして、わが国原子力の平和的利用が画期的に発展することを心から期待申しあげ、賛成の討論を終了する次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

たしまして、若干の希望を添えて賛意を表したいと存ずるのあります。

こうして、今日、衆議院が、原子力に関するその幕を切つて落そうといふ画期的な法律案を成立せしめるということは、實に国会史上にも長くとどまっています。(拍手)しかしながら、考えてみまするに、原子力の秘密を解いて人間がこれを作り、またこれを利用する、これは五十年、七十年にわたる世界のすぐれた科学者の長き夢であった。これが達成されたのであります。

これが達成されたのであります。精神の世界においても、實に驚くべき革命的な影響を与えておりま

す。かつて、物質は不变なものであ

る、変化しないものである、このよう

に観念されておった。その物質が変化するものである。生けるものである、發展するエネルギーそのものであることが実証された。この人間の深き知恵といふものは、素朴な物質觀に立つところの唯物的な觀念や、その上に根ざす政治秩序や社会秩序、あるいは物と物の利害によって結ばれる資本主義秩序というものに対しても、大きな自己反省を要求いたすものであらうと思う

であります。(拍手)原子力の發展は、こののような形で、物質や精神の対立を越えた新しい世界觀を形づくろうとしております。ここからは、当然資本主義や共産主義を越えた、われわれの抱いております。(拍手)しかしながら、考えてみまするに、原子力の秘密を解いて人間がこれを作り、またこれを利用する、これは五十年、七十年にわたる世界のすぐれた科学者の長き夢であった。これが達成されたのであります。

これが達成されたのであります。精神の世界においても、實に驚くべき革命的な影響を与えておりま

す。かつて、物質は不变なものであ

る、変化しないものである、このよう

に観念されておった。その物質が変化するものである。生けるものである、发展するエネルギーそのものであることが実証された。この人間の深き知恵といふものは、素朴な物質觀に立つところの唯物的な觀念や、その上に根ざす政治秩序や社会秩序、あるいは物と物の利害によって結ばれる資本主義秩序というものに対しても、大きな自己反

は、人間の生命を脅かしてはならない、文明を破壊してはならない、人類の福祉と文明の發展のために貢献せよ

ういう固い信念が、民族の悲願としてござれば、われわれ日本民族に許されただ操帶とも申さねばなりません。従つて、われわれが、今日原子力を、根本の問題に触れて若干の希望を申し述べたいと思うのであります。

すなわち、その第一点は、政府が原子力基本法においてその平和利用を根本の精神として取り上げました以上は、政府は内外の施策を通じてあくまで平和利用に徹していただきたいのである。この点の保障をあくまでも要す。(拍手)それにもかかわらず、あるいは原爆搭載機のために滑走路を拡張し

ます。(拍手)それにもかかわらず、あるいは原爆搭載機のために滑走路を拡張し

ます。ところが、この原子力の發展と同じ、原子力の平和利用を国民に誓いました以上は、いかなる理由があ

るうとも、原子力の軍事的利用に協力することは許されないのであります。(拍手)それにもかかわらず、あるいは原爆搭載機のために滑走路を拡張し

ます。ところが、この原子力の發展と同じ、原子力の平和利用を国民に誓いました以上は、いかなる理由があ

るうとも、原子力の軍事的利用に協力することは許されないのであります。(拍手)それにもかかわらず、あるいは原爆搭載機のために滑走路を拡張し

ます。ところが、この原子力の發展と同じ、原子力の平和利用を国民に誓いました以上は、いかなる理由があ

るうとも、原子力の軍事的利用に協力することは許されないのであります。(拍手)それにもかかわらず、あるいは原爆搭載機のために滑走路を拡張し

ます。ところが、この原子力の發展と同じ、原子力の平和利用を国民に誓いました以上は、いかなる理由があ

るうとも、原子力の軍事的利用に協力することは許されないのであります。(拍手)それにもかかわらず、あるいは原爆搭載機のために滑走路を拡張し

ます。ところが、この原子力の發展と同じ、原子力の平和利用を国民に誓いました以上は、いかなる理由があ

るうとも、原子力の軍事的利用に協力することは許されないのであります。(拍手)それにもかかわらず、あるいは原爆搭載機のために滑走路を拡張し

ます。ところが、この原子力の發展と同じ、原子力の平和利用を国民に誓いました以上は、いかなる理由があ

参加し得る曉においては、われわれは、単に、そのプログラムにおいて述べられておるよう、二年や三年に一回世界の科学者が原子力の研究に関する情報を交換するといふ。このようにことでは済むまいと思うのである。世界の科学者の情報交換はもとより、原子力の平和利用のためには、その原料なり、あるいはまた施設なり、国際民主主義の原則に従つて、大国といはず、小国といはず、これが全世界に普及し、全世界の人々が平和利用の恩典にあざり得るように、わが国として、当然な権利として、崇高な義務として、国際連合の中において働き続けねばなるまいと思うのである。また、このことによつてのみ、全世界の人類がかねてより悲願としている、大国による原子力の軍事利用もこれを抑制し、これを廃絶し得ると信ずるのである。このことは決して夢ではありません。八月八日に原子力平和利用会議がジュネーヴで開かれ、国境を越えた科学者の良心は、相互における研究の情報交換する決議、その最終日には、国際連合に向つて堂々と平和利用機構の設立を決定した。国際連合はこれを取り上げて、いち早く来春にもこの機

構が生まれようとしておる。われわれは、このよな事態にからがみ、日本政府は当然に国際平和利用機構の中ににおいて積極的な発言権を確保し、わざわれの念願する全世界に対する原子力を、この機会に重ねて要求するものである。

最後に、おそまきながらわが国にも原子力平和利用の道が開かれたこの際、わが国における、進歩的な、良心的な科学者の諸君と、向学の志に燃える多くの青年学生が、国会の意思にこたえ、原子力平和利用の道に格段の精神を發揮されることを心から念願いたしました。私は、この機会に重ねて要求するものである。

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

進をされることを心から念願いたしました。私は、私の賛成の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

は、このよな事態にからがみ、日本

政府は、原子力の平和的及

力のための日本国政府とアメリ

カ合衆国政府との間の協定の締

結について承認を求めるの件

を、この機会に重ねて要求するもので

ある。

最後に、おそまきながらわが国にも

原子力平和利用の道が開かれたこの

際、わが国における、進歩的な、良心

的な科学者の諸君と、向学の志に燃え

る多くの青年学生が、国会の意思にこ

たえ、原子力平和利用の道に格段の精

神を發揮することを心から念願いたしま

して、私の賛成の討論を終りたいと思

ひます。(拍手)

三案を一括して採決いたします。三

案の委員長の報告はいずれも可決で

あります。三案を委員長報告の通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつ

て三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

は、このよな事態にからがみ、日本

政府は、原子力の平和的及

力のための日本国政府とアメリ

カ合衆国政府との間の協定の締

結について承認を求めるの件

を、この機会に重ねて要求するもので

ある。

最後に、おそまきながらわが国にも

原子力平和利用の道が開かれたこの

際、わが国における、進歩的な、良心

的な科学者の諸君と、向学の志に燃え

る多くの青年学生が、国会の意思にこ

たえ、原子力平和利用の道に格段の精

神を揮することを心から念願いたしま

して、私の賛成の討論を終りたいと思

ひます。(拍手)

三案を一括して採決いたします。三

案の委員長の報告はいずれも可決で

あります。三案を委員長報告の通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつ

て三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

は、このよな事態にからがみ、日本

政府は、原子力の平和的及

力のための日本国政府とアメリ

カ合衆国政府との間の協定の締

結について承認を求めるの件

を、この機会に重ねて要求するもので

ある。

最後に、おそまきながらわが国にも

原子力平和利用の道が開かれたこの

際、わが国における、進歩的な、良心

的な科学者の諸君と、向学の志に燃え

る多くの青年学生が、国会の意思にこ

たえ、原子力平和利用の道に格段の精

神を揮することを心から念願いたしま

して、私の賛成の討論を終りたいと思

ひます。(拍手)

三案を一括して採決いたします。三

案の委員長の報告はいずれも可決で

あります。三案を委員長報告の通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつ

て三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

は、このよな事態にからがみ、日本

政府は、原子力の平和的及

力のための日本国政府とアメリ

カ合衆国政府との間の協定の締

結について承認を求めるの件

を、この機会に重ねて要求するもので

ある。

最後に、おそまきながらわが国にも

原子力平和利用の道が開かれたこの

際、わが国における、進歩的な、良心

的な科学者の諸君と、向学の志に燃え

る多くの青年学生が、国会の意思にこ

たえ、原子力平和利用の道に格段の精

神を揮することを心から念願いたしま

して、私の賛成の討論を終りたいと思

ひます。(拍手)

三案を一括して採決いたします。三

案の委員長の報告はいずれも可決で

あります。三案を委員長報告の通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつ

て三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

は特殊核物質の生産を第一次的目的として設計された原子炉は、含まれない。

D 「秘密資料」、「原子兵器」及び「特殊核物質」という用語は、この協定においては、千九百五十四年合衆国原子力法に定義するところに従つて用いる。

第二条

この協定の当事者は、第六条の制限を条件として、次の分野における情報を交換する。

- A 研究用原子炉の設計、建設及び操作並びに研究、開発又は技術上の用具としてのその使用及び医学的治療におけるその使用
- B 研究用原子炉の操作及び使用に関する保健上及び安全上の問題
- C 物理学上及び生物学上の研究、医学的治療、農業並びに工業における放射性同位元素の使用

料として必要であり、かつ、原子力の平和的利用に関連する実験のため必要である同位元素U-235を五を濃縮したウランを、この協定に定める条件に従つて日本国政府に貸貸する。合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、また、日本国政府が合衆国原子力委員会によつて代表され、その管轄の下にある民間の個人又は機関に対し研究用原子炉の建設及び操作を授権することを決定するときは、その研究用原子炉を操作するための最初の燃料及び代替用の燃料として必要である同位元素U-235を濃縮したウランを、この協定に定める条件に従つて日本国政府に貸貸する。ただし、後の場合には、日本国政府は、この協定の規定及び貸貸借取極の関係規定を守ることがで、後の場合においては、日本国政府が認める追加量をこれに加えるものとする。

C 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が貸貸したU-235を含有する燃料要素が取替えを必要とするときは、その燃料要素は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に返還されるものとし、かつ、合意される場合を除き、照射を受けた燃料要素の形状及び内容は、その燃料要素が原子

三五を濃縮したウランの量は、いかなる場合にも、U-235を最大限二十パーセントまで濃縮したウランの中に含まれるU-235の量において六キログラムをこえないものとする。ただし、この物質の六キログラムの最大限の活用を可能にすることが合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の意図するところであるので、取り出された燃料要素の放射能が日本国内において減衰している間又は燃料要素が運送されている間にも原子炉の効率的かつ継続的な操作を可能にするため必要であると合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が認める追加量をこれに加えるものとする。

C 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が貸貸したU-235を含有する燃料要素が取替えを必要とするときは、その燃料要素は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に返還されるものとし、かつ、合意される場合を除き、照射を受けた燃料要素の形状及び内容は、その燃料要素が原子炉から取り出された後合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に引き渡されるまでの間は、変更してはならない。

D 同位元素U-235を濃縮したウランのこの条の規定に基く貸貸借は、相互間で合意する料金並びに相互間で合意する輸送及び引渡しに相互間で合意する条件により、かつ、第七条及び第八条に定める条件に従つて行われるものとする。

第四条

第六条

第七条

A 次条の制限

B 日本国政府及びアメリカ合衆国政府の関係法令及び許可要件

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

を確保するため必要な保管の措置を維持することに同意する。

B 日本国政府は、同政府又は同政府が授權するその管轄の下にある者がこの協定に基いてアメリカ合衆国内から貸借し、又は購入した他のすべての原子炉用資材（設備及び装置を含む。）が、別段の合意がある場合を除き、日本国政府によつて建設及び操作が決定される研究用原子炉の設計、建設及び操作並びにこれらに関連する研究のためにのみ使用されることを確保することに同意する。

C 日本国政府は、この協定に従つて建設される研究用原子炉について、その出力及び原子炉燃料の燃焼に関する記録を保持し、かつ、これらの事項に關して合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次通報を行うことに同意する。合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、

日本国政府は、合衆国原子力委員会の代表者が、貸貸された資材の状態及び使用を隨時觀察し、並びにその資材が使用されている原子

炉の運転状態を觀察することを許可する。

第八条

日本国政府は、次のことを保証する。

A 前条に定める保管の措置が維持されること。

B 日本国政府又は同政府が授權するその管轄の下にある者に対しこの協定に従つて貸貸、売却その他により移転される資材（設備及び装置を含む。）が、原子兵器、原子兵器の研究若しくは開発又は他の軍事目的に使用されないこと並びにその資材（設備及び装置を含む。）が授權されていない者に対し、又は日本国政府の管轄の外に移転されないこと。ただし、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が、他の合衆国内の場所において引き渡されるものとし、その引渡は、運送中の放射線障害の危険に対する適当な保護措置の下に行われるものとする。

この協定に従つて貸貸、売却その他により移転される資材（設備及び装置を含む。）が、別段の合意による場合を除き、日本国政府によつて建設及び操作が決定される研究用原子炉の設計、建設及び操作並びにこれらに関連する研究のためにのみ使用されることを確保するために必要な保管の措置を維持することに同意する。

この協定に従つて貸貸、売却その他により移転される資材（設備及び装置を含む。）が、別段の合意による場合を除き、日本国政府によつて建設及び操作が決定される研究用原子炉の設計、建設及び操作並びにこれらに関連する研究のためにのみ使用されることを確保するために必要な保管の措置を維持することに同意する。

日本国政府は、この協定の存続期間又は延長された期間の満了の際に、合衆国原子力委員会によって代表されるアメリカ合衆国政府が貸貸した原子炉燃料を含有するすべての燃料要素及び合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が貸貸した他のすべての燃料物質をアメリカ合衆国に引き渡すものとします。これらの燃料要素及び燃料物質は、日本国政府の負担で、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に対しその指定する合衆国内の場所において引き渡されるものとし、その引渡は、運送中の放射線障害の危険に対する適当な保護措置の下に行われるものとする。

〔前尾繁三郎君登壇〕

○前尾繁三郎君　ただいま議題となりました、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、本協定成立の経緯及び内容については、政府の説明によりますと、本年初頭、米国政府から、日本政府に対し、濃縮ウランの提供と、これに伴う技術等の援助を行いう用意があると申入れがありました。政府としては、わが国における今後の原子力の平和的利用に関する情報を交換す

るが、慎重に検討しました結果、適当な条件のもとにこれを受け入れること有利であるとの結論に達しましたので、今春以来米国政府との間に双務協定締結に関する交渉が行われ、去る六月ワシントンにおいて仮調印が行われました。その後、米国政府が、この協定の署名のため必要とする国内法の手続を完了いたしましたので、十一月十四日、ワシントンにおいて、両国代表の間に正式調印が行われたのであります。

アメリカ合衆国政府のために
　　（署名）
　　ルイス・L・シートラウス（署名）

シントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　　（署名）
　　井口貞夫（署名）

和利用の研究及び開発の重要性にかん

一〇八

この協定は、各当事国においてこの協定に法的効力を与えるため必要と定められた両政府の代表者は、この協定に署名した。

第九条

以上の証拠として、このために委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

日本国政府は、合衆国原子力委員会の代表者が、貸貸された資材の状態及び使用を隨時觀察し、並びにその資材が使用されている原子

な憲法上の又は法律上のすべての手

課題である原子力の平和利用の研究及び開発に向つて大きな一步を踏み出すこととなるのであります。

本件は、十二月五日国会に提出、翌六日本会議に上程の後、外務委員会に付託せられましたので、七日より今十四日まで六回にわたり会議を開き、政府の提案理由の説明を開き、質疑応答が行われたのであります。これらの質疑において、委員から、本協定の実施のために、わが国において、国内法、特に原子力に関する基本法の制定を必要とすると思われるがゆえに、その提案を待つて審議すべきものとの強い意見がありました。その後、これらの法案は本院に提出せられ、本日一括可決せられる運びとなつたのであります。また、委員から、本協定では研究用原子炉のみの建設、操作等に関する協力を定めておるが、動力用原子炉については、米土間の協定と違つて、協定からはずしているのはいかなる理由によるのかとの質疑があつたのに対して、政府においては、動力用の原子炉ならば、将来その協力の可能性について、日本政府がもし希望するといふ趣旨であるから、本協定に入れることは必要かつ妥当でないと考えら

ることとなるのであります。

六日本会議に上程の後、外務委員会に付託せられましたので、七日より今十四日まで六回にわたり会議を開き、政

府の提案理由の説明を開き、質疑応答が行われましたが、詳細については会議録により御了承を願います。

次に、討論に入り、自由民主党の北澤直吉君並びに日本社会党の松本七郎君から、それぞれの党を代表して賛成の意を表明され、小会派の労農党岡田春夫君から反対の意を表明され、続々採決の結果、本件は多数をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

池田 清志君(濱地文平君の補欠)

田中伊三次君(松山義雄君の補欠)

山本 正一君(山本糸吉君の補欠)

同予備員

第一 高村 坂彦君(米田吉盛君の補欠)

第二 吉川 久衛君(理事小枝一雄君昨十三日理事辞任につきその補欠)

第三 八田 貞義君(長谷川 保君の補欠)

第四 田中 稔男君(高村 坂彦君の補欠)

第五 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第六 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第七 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第八 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第二十 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第二十一 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第二十二 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第二十三 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第二十四 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第二十五 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第二十六 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第二十七 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第二十八 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第二十九 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第三十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第三十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第三十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第三十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第三十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第三十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第三十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第三十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第三十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第三十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第四十 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第四十一 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第四十二 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第四十三 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第四十四 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第四十五 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第四十六 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第四十七 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第四十八 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第四十九 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第五十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第五十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第五十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第五十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第五十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第五十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第五十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第五十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第五十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第五十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第六十 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第六十一 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第六十二 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第六十三 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第六十四 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第六十五 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第六十六 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第六十七 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第六十八 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第六十九 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第七十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第七十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第七十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第七十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第七十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第七十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第七十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第七十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第七十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第七十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第八十 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第八十一 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第八十二 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第八十三 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第八十四 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第八十五 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第八十六 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第八十七 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第八十八 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第八十九 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十五 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十六 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十七 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十八 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十九 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

第九十一 田中 稔男君(高橋禎一君の補欠)

第九十二 長谷川 保君(高橋禎一君の補欠)

第九十三 戸塚九一郎君(田中 稔男君の補欠)

第九十四 三鍋 義二君(高橋禎一君の補欠)

原子力基本法案（中曾根康弘君外四百二十一名提出）

一、昨十三日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

昭和三十年度一般会計予算補正及び昭和三十年度政府関係機関予算補正の提出を求める決議案（勝間田清一君外七名提出）

一、今十四日議員から提出した議案は次の通りである。

日韓問題に関する決議案（岸信介君外六十八名提出）

一、今十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

日韓問題に関する決議案

岸信介君外六十八名